

# 山口県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討委員会設置要綱

令 4 県民生活第 4 7 9 号  
令和 5 年(2023年) 3 月 1 3 日

## (設置及び目的)

第 1 条 山口県における自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について、交通安全団体や学識経験者等との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、山口県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第 2 条 検討委員会は、別表に掲げる機関・団体から選任した委員で組織する。

- 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (委員長)

第 3 条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総務する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (運営)

第 4 条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 検討委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めてその意見を求めることができる。

## (秘密の保持)

第 5 条 委員は、検討委員会で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

## (事務局)

第 6 条 検討委員会の事務局は、山口県環境生活部県民生活課とする。

- 2 検討委員会の庶務は、山口県環境生活部県民生活課において処理する。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 3 日から施行する。

(別 表)

山口県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討委員会委員名簿

区 分	所属機関・団体名
学識経験者	大学教授等学識経験者
司法関係	山口県弁護士会
保険関係	(一社) 日本損害保険協会
交通安全団体	(一財) 山口県交通安全協会
保護者代表	山口県P T A連合会
高齢者代表	(一財) 山口県老人クラブ連合会
事業所代表	山口県商工会議所連合会
自転車小売店団体代表	山口県自転車軽自動車商協同組合
レンタルサイクル事業者代表	自転車貸出業者
交通ボランティア	山口県交通指導員等連絡協議会
行政機関	県内市町

山口県	環境生活部 県民生活課長
	観光スポーツ文化部 スポーツ推進課長
	土木建築部 道路整備課長
	教育庁 学校安全・体育課長
	警察本部交通部 交通企画課長